

処理事例 52 市の業務に不備の無かったもの

苦情申立て対象機関	財務部税務室資産税課
苦情申立ての内容	<p>長年固定資産税を支払ってきた土地（本件土地）が普通地として評価されていることを昨年知った。本件土地は路線価が付された道路に接していないので、市に相談したところ、市は誤りを認め、固定資産税の更正通知が届いた。しかし、道路から土地までの距離の測り方に納得いかず抗議したところ、再度更正され、固定資産税等の額は下がった。ところが、過去の過払い分については、地方税法に基づく5年分しか還付できないと言われ、納付できない。明石市固定資産税等課税誤りによる返還金支払要綱（本件要綱）第2条第4号により、20年分の還付を求める。</p>
調査結果等	<p>オンブズマンは、申立人との面談及び提出された苦情申立書及び添付資料を踏まえて、調査を開始することとしました。</p> <p>1 担当課から聴き取り内容</p> <p>(1)無道路地の定義</p> <p>本件土地は、固定資産評価上は無道路地ではなく、本来、路線価を設定すべき土地です。評価漏れの事案ですが、システム上の理由から、路線価設定は評価替え時に行われるため、現状、路線価が設定されていません。そこで、暫定的に無道路地として取り扱い、通路開設補正のうえ更正通知を発しました（更正通知①）。</p> <p>無道路地の評点算出法は、原則として、当該無道路地を利用する場合において、その利用上最も合理的であると認められる路線の路線価を基準とすることとされていますが、その具体的な定義は示されていません。そこで、明石市固定資産評価審査委員会（審査委員会）において示された、「土地との直線距離が最も近い路線」との判断に従って、路線Aを本件土地の利用上最も合理的と認められる路線として評価しました。</p> <p>更正通知①に対して、申立人から、本件土地との直線距離が最も近い路線は、路線Aではなく路線Bではないかとの疑義が呈されました。両路線の本件土地からの距離は同程度であり、更正通知①では、建築基準法上の道路である路線Aを正面道路としましたが、路線Bを正面道路として採用することも不可能ではありません。そこで、再度修正を行いました（更正通知②）。</p> <p>(3)本件要綱2条4号適用の可否</p> <p>4号に該当するのは、第1号から第3号の事由に類するような場合を指し、固定資産課税台帳の登録事項に関する市町村長の認定に重大かつ明白な誤りがあり、ひいてはその認定に起因する固定資産税の賦課処分自体が無効であると認められるような場合や課税客体に対する明瞭な誤認があったような場合（たとえば、実際には登記簿にも現地にも存在しない土地に課税を行っていた場合や課税資料の誤り等により別の土地と誤認して課税を行っていた場合）に限られると考えられます。</p> <p>本件は、画地計算法の適用誤りであり、賦課処分自体が無効であると認められるケースではないため、4号が適用される事案ではないと判断しました。</p> <p>2 オンブズマンの見解</p> <p>(1)本件土地の評価について</p> <p>地方税法（以下「法」）によれば、市町村長は固定資産評価基準に従って固定資産の価格を決定しなければならず、固定資産評価基準解説によると、無道路地とは路線に全く接しない画地をい</p>

います。本件土地は、通路として利用できる道路利用地に面しており、本来であれば、本件土地が接する道路利用地に路線価を定めて、課税の基準を明確にしておくべきでした。

(2) 2度の更正通知について

無道路地の評点算出法につき、法律等に、その具体的な定義等は設けられておらず、担当課は、審査委員会が別の案件において示した判断に従い、路線 A を本件土地の利用上最も合理的と認められる路線と認定して評価しています。審査委員会が別の事案で示した判断であっても、その判断を尊重することは、法の趣旨にかなうといえます。したがって、路線 A の路線価を基準としてなされた更正通知①に問題はなかったと考えます。その後、担当課は、申立人の要望に応じて、更正通知①から、更正通知②に変更しました。通路開設補正の趣旨からすると、路線 A を基準とする方が妥当なように思われますが、路線価の設定漏れがある現段階では、適切な路線価が設定されるまでは、何らかの暫定的な基準が必要です。路線 B を正面道路とすることも不可能ではないことから、更正通知②にも問題はなかったと考えます。

(3) 本件要綱第 2 条第 4 号の適用について

法は、過誤納により生ずる地方団体に対する請求権等の時効消滅(5 年)の絶対的効力を定めています。その趣旨は、権利関係の早期安定を図る点にあると解されます。他方、明石市は独自に本件要綱で 20 年までの還付を認めています。国の法令を前提にする以上、権利関係の早期安定よりも納税者の保護が求められる場面(課税対象が存在しないのに課税していた場合等)に限定されると解釈せざるを得ません。

本件においては、課税対象となる土地は存在しており、権利関係の早期安定という法の趣旨を犠牲にしてもなお納税者の保護が求められるような重大な課税上の誤りとは評価できません。なお、本件要綱に基づく返還金の支払は、基本的には、地方自治法 232 条の 2 に基づくものであり、本件要綱に基づいて何らかの請求権が市民の側に生じるものではありません。

(4) 結論

以上のとおり、本件において、担当課の対応には、その内容面でも、説明の面でも特段の非違・不当な点はありませんでした。ただ、税の分野は、専門的技術的な事柄が多く、一般の市民には馴染みが薄い分野であることは事実です。担当課には、今後とも、公平な課税の実現を心掛け、市民に丁寧で分かりやすい対応をお願いして調査を終えることとします。

以上

苦情申立ての受付年月日	平成 28 年(2016 年)8 月 17 日	要した日数
市の機関への調査年月日	平成 28 年(2016 年)9 月 7 日	21 日間
調査結果通知年月日	平成 28 年(2016 年)11 月 9 日	84 日間